

(参考資料1)

別府市防災会議条例

昭和38年7月20日
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、別府市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平11条例27・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)別府市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3)前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例32・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)指定地方行政機関の職員
- (2)自衛隊に所属する者
- (3)大分県の知事の部内の職員
- (4)大分県警察の警察官
- (5)市長の部内の職員
- (6)教育長
- (7)消防長及び消防団長
- (8)指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9)自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (10)その他市長が必要と認める者

6 前項第8号から第10号までに掲げる者のうちから委嘱又は任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例32・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大分県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要

な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月24日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成25年8月9日までの間に、改正後の第3条第5項第9号及び第10号に掲げる者のうちから委嘱又は任命される委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日までとする。

(参考資料2)

別府市防災会議委員

	所属機関	職名	住所
1	別府市	市長	別府市上野口町1番15号
2	陸上自衛隊別府駐屯地 第41普通科連隊	第2中隊長	別府市大字鶴見4548-143
3	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所	事務所長	大分市西大道1丁目1番71号
4	国土交通省九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所	所長	別府市石垣東10丁目3-15
5	大分海上保安部	警備救難部長	大分市大字海原字地浜916-5 大分港湾合同庁舎内
6	別府警察署	署長	別府市田の湯町13番13号
7	大分県東部振興局	局長	国東市国東町大字安国寺 786-1
8	大分県別府土木事務所	所長	別府市大字鶴見字下田井14 の1
9	大分県東部保健所	所長	別府市大字鶴見字下田井14 の1
10	大分県企業局 総合管理センター	センター長	大分市大字下判田字二本木 76
11	別府市自治委員会	会長	別府市東莊園三丁目6組
12	別府市消防団	団長	別府市上野口町19番27号
13	一般社団法人 別府市医師会	事務局長	別府市西野口町15番33号
14	日本郵便株式会社 別府郵便局	局長	別府市餅ヶ浜町4番23号
15	西日本電信電話株式会社 大分支店	支店長	大分市長浜町3-15-10
16	九州電力送配電株式会社 別府配電事業所	配電事業所長	別府市餅ヶ浜町4番33号
17	大分瓦斯株式会社	取締役営業部長 別府営業所長	別府市北的ヶ浜町5番25号
18	九州旅客鉄道株式会社 大分支社	施設担当課長	大分市要町1番1号
19	大分交通株式会社 別府営業所	所長	別府市大字内竈字北尾関58 -1
20	亀の井バス株式会社	代表取締役社長	別府市大字鶴見3825-1

	所属機関	職名	住所
21	大分合同新聞社 別府総局	別府総局長	別府市弓ヶ浜町5番20号
22	日本放送協会大分放送局	局長	大分市高砂町2番36号
23	株式会社大分放送	テレビ営業部長 兼別府支社長	大分市今津留3丁目1番1号
24	CTBメディア株式会社	代表取締役社長	別府市堀田7組-1
25	別府市 地域婦人団体連合会	会長	別府市火売1組
26	別府市 民生委員児童委員協議会	会長	別府市上野口町1番15号 (高齢者福祉課内)
27	社会福祉法人 別府市社会福祉協議会	常務理事	別府市上田の湯町15番40号
28	別府市	副市長	別府市上野口町1番15号
29	別府市	副市長	別府市上野口町1番15号
30	別府市	教育長	別府市上野口町1番15号
31	別府市	総務部長	別府市上野口町1番15号
32	別府市	企画戦略部長	別府市上野口町1番15号
33	別府市	観光・産業部長	別府市上野口町1番15号
34	別府市	市民福祉部長	別府市上野口町1番15号
35	別府市	いきいき健幸部長	別府市上野口町1番15号
36	別府市	市長公室長	別府市上野口町1番15号
37	別府市	建設部長	別府市上野口町1番15号
38	別府市	教育部長	別府市上野口町1番15号
39	別府市	消防長	別府市上野口町19番27号
40	別府市	上下水道局長	別府市大字別府字野口原 3088番27

※網掛け部分は令和3年度5月修正箇所

(参考資料3)

別府市災害対策本部条例

昭和38年7月20日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、別府市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平8条例1・平24条例33・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例1・追加)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例1・旧第4条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

(参考資料4)

別府市水防協議会条例

昭和44年6月25日

条例第27号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、別府市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平11条例27・全改、平17条例38・平24条例1・一部改正)

(会長及びその代理者)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、会長の承諾を得て当該委員の指名する職務上の代理者が、その職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員の任期はその職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長において、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても当該委員を解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第6条 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職員)

第7条 協議会に幹事若干人を置き、会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り市長が定める。

附 則(抄)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月24日条例第27号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第38号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月12日条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。

(参考資料5)

別府市水防協議会委員 所属機関一覧

	所属機関		所属機関
1	別府市	15	西日本電信電話株式会社 大分支店
2	陸上自衛隊別府駐屯地 第41普通科連隊	16	九州電力送配電株式会社 別府配電事業所
3	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所	17	大分瓦斯株式会社
4	国土交通省九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所	18	九州旅客鉄道株式会社 大分支社
5	大分海上保安部	19	大分交通株式会社 別府営業所
6	別府警察署	20	亀の井バス株式会社
7	大分県東部振興局	21	大分合同新聞社 別府総局
8	大分県別府土木事務所	22	日本放送協会 大分放送局
9	大分県東部保健所	23	株式会社大分放送
10	大分県企業局 総合管理センター	24	CTBメディア株式会社
11	別府市自治委員会	25	別府市 地域婦人団体連合会
12	別府市消防団	26	別府市 民生委員児童委員協議会
13	一般社団法人 別府市医師会	27	社会福祉法人 別府市社会福祉協議会
14	日本郵便株式会社 別府郵便局		

(参考資料6)

別府市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月30日

条例第42号

注 昭和62年3月から改正経過を注記した。

別府市災害弔慰金の支給等に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害弔慰金の支給(第3条－第8条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第9条－第11条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第12条－第15条)

第5章 補則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順

位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)があるときは、その者に支給する。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。
(平23条例31・一部改正)

(災害弔慰金の額)

- 第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
(平6条例25・一部改正)

(死亡の推定)

- 第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。
(平23条例31・一部改正)

(支給の制限)

- 第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対して、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(平6条例25・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(工の場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(昭62条例4・平6条例25・一部改正)

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

全部改正(平31条例9)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

一部改正(平31条例9)

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年7月11日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年11月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に

生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年7月15日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別府市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月20日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別府市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害から適用する。

附 則(昭和62年3月18日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成6年9月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成23年12月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項及び第3項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年3月22日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

